

を、援助者の一方的な視点ではなく、当事者本人が主体的に課題に取り組むことを援助の基本とする（実際に当事者の参加が奨励される）ということで、応援ミーティングと呼ぶようになっていく。

会議では、集まった関係者が、応援の目標や援助方針とあわせて、誰が何をいつまでにやるか、どのような結果になったかなどを話し合っている。

当然、連携する機関は、運営機関を超えて広がっている。各町の保健・福祉・教育（学校）担当者、子育て支援センター、保育所、幼稚園、支庁保健福祉事務所、児童相談所、浦河べてるの家（精神障害者本人たちが中心となって共同住居や小規模授産施設を運営する社会福祉法人）、あじさいクラブ（子育て奮闘中の親の会）、病院・診療所、児童養護施設、ボランティア、そして管外関係機関があげられる。

平成 15 年度における応援ミーティングの実績は、16 ケース（うち 12 ケースが浦河町）に対して、70 回を開催、多いものは 1 件に対して 14 回開催している。出席者数は、670 名（延べ）、すなわち 1 回あたり平均 9-10 名が出席するミーティングとなっている。出席者も多様で、医療機関（143 名）を始めとして、保健所（93 名）、支庁・児相等（福祉）（80 名）、市町村（福祉）（73 名）、母子保健関連施設（福祉）（66 名）、市町村（保健）（55 名）が目立つ。ケースによっては、学校・教育委員会からも毎回 1 名以上が出席しており、合計では 23 名を数えるし、社会福祉協議会も 14 名の出席者を出している。こうしたデータから、運営機関を超えてケースに即した開催がなされていることがうかがえる。

（4）援助サービスの提供とネットワーク

いうまでもないことだが、ネットワークだけで問題解決がなされるわけではない。ネットワークを通じて、情報交換をするだけでなく、具体的なサービス提供がなされ、変化が起き（あるいは起きず）、それを応援ミーティングで検討するというダイナミックな動きの中で、虐待防止が図られていく。すなわち、ネットワークにおいては、すでにある機関のサービスを虐待防止という目的のために活用していくという、まさにソーシャルワーク機能の発揮が期待されるのである。

具体的には、応援ミーティングのほか、受診、カウンセリング事業（児童相談所が展開している国事業として）、保健師やソーシャルワーカーによる家庭訪問、心の健康相談、生活技能訓練、子育てグループ、地域共同作業所、ボランティアの協力などが提供されている。平成 15 年度の実績を見ると、とくに家庭訪問がほとんどすべてのケ

ースで行われている。

また、このとき、ネットワークが連携している「あじさいクラブ」が活用されることも多い。これは、子育て奮闘中の親の会であり、病院のデイケアを活用して、週に 1 回行われている。

ネットワークの発展と並行して、資源開発の動向も注目されるものであり、子育て応援の地域づくりとして、平成 13 年度には「子育て応援したい人集まれ！」と題した研修会を行い、研修会終了後に賛同のあった人と話し合いながら、ボランティアとして協力を得たりしている（親の通院時の一時保育など）。

さらに、ネットワークの事業の一環として、子どもへの支援まで行われている（先述した事業の「③当事者活動の育成と支援」での実施）。これは、個別支援とは別に組まれる集団支援の場で、児童相談所と協議の上、浦河赤十字病院が支援して、平成 15 年度には 6 名の子ども（いずれも親との関わりはすでにある）を対象に実施されている。柱となる考え方は表 2-12-2 の通りである。

表 2-12-2 子どもへの支援プログラムの基本的考え方

子どもへの支援

- ・ 楽しむことを基本に、安心を経験できる暖かい場を提供する
- ・ 自己肯定感、社会適応スキルをのばす機会と環境を提供する
- ・ 安全で健康な関係を築く方法を学び、気持ちを表現する機会を提供する
- ・ 問題や争いごとに対して、暴力を使わずに解決していく適切なモデルを提供する
- ・ 親子間の信頼関係や、より良い交流を援助する

出所) 貝田富子 (2002) 「虐待事例への地域ネットワークによる継続した支援について—浦河管内子ども虐待防止ネットワーク」の活動から—、『北海道衛生公衆衛生セミナー これからの衛生公衆衛生』No. 12, pp. 74-87.

まだ年 1 回の実施回数であるが、世代間連鎖を防ぐための早期支援を市町村レベルで行うことは、きわめて画期的であることはいうまでもない。

このように、日高地域一帯で、ネットワークを通して、浦河赤十字病院や浦河べてるの家など、精神保健領域で先駆的な活動を展開してきた文化及びそれに付随してきた資源、そして児童家庭支援センター、母子通園事業実施施設など管外にある資源を連結し、ときにはサービス提供まで結び付けていく様相が明らかになった。

ただし、専門性が高度に標準化されているわけではな

く、警察、学校、児童福祉司等関連機関及び職種の、虐待に対する専門性をさらに向上させていくことが課題であると考えられている。

C. 子ども家庭相談実施体制

(1) 概要

浦河町における子ども家庭相談窓口は、保健センター内に設置されている子育て支援センター（地域子育て支援センター事業）である。

ここでは、専任の主任相談員が中核となり、保育所保育士や保健センター保健師などが兼任で業務を行っている。表 2-12-3 は、子育て支援センターで提供されている具体的サービスである。

表 2-12-3 子育て支援センターの具体的サービス

子育て講座
子育てに関する講演会
わくわくランド
子どもの自主性や意欲を引き出す場の提供。子どもの遊ぶ姿を見守りながら、母親同士の交流や育児の情報交換の場を提供。あり（3ヵ月～1歳）、りす（1歳1ヵ月～2歳）、うさぎ（2歳1ヵ月～就学前）の3グループにわかれて、月2回程度、1回1.5時間の活動。
わんぱく広場
親子一緒に遊ぶ場を提供。上記の3グループにわかれ、月1回、1回1.5時間の活動。
育児相談
育児についての不安や子育てについてさまざまな相談を受ける。保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士が電話、来所、訪問で月～金の9～17時で対応。
子育て通信「えがお」
育児の知識や情報などを毎月「通信」にして、届ける。
サークル支援
子育てサークルへさまざまな支援を行う。
のびのびキッズ
思いっきり走り回ることができる場所の開放。年齢制限なし。日時は不定期。

出所「すくすく子育て応援します」（浦河町地域子育て支援センターパンフレット）より。

(2) 相談実績と基本的考え方

相談件数は、平成14年度が159ケース（10ケース、61回、31回）、平成15年度が329ケース（12ケース、72回、67回）、平成16年度が218ケース（11ケース、

42回、29回）（12月現在）となっている（括弧内は虐待相談件数、応援ミーティング回数、家庭訪問回数）。

浦河町の場合、相談窓口が保健センター内にあるところが特徴的なところである。そのメリットとしては、母子手帳を取りに来たときから、自然な形で接触が図れるということがある。このほかの母子保健サービスとして、ハイリスク妊婦の訪問や初妊婦対象のパパママ学級、全出生児を対象とする新生児訪問など、援助者と子育て家族が接する機会が多く用意されており、ここでリスクをキャッチし、どこでどのような子どもと家族が生活しているかを把握することが可能であり、実際、年間出生数約150人について、健診や家庭訪問を通して漏れなく把握しているという。また、保育所（園）・幼稚園在籍率が91%ということも、この把握状況の良好さの要因となっている（換言すると、連携状況もよいということだろう）。

このような接触をするとき、虐待予防という観点ではなく、子育て支援という観点が重視されている。「悪いことをしないように」という姿勢では、やはり援助する側もされる側も構えてしまうであろう。そうではなく、「子育ては、つらく、苦しく、イヤになっちゃっていいんだよ、大変だものね。できなくて当たり前なんだよ。よくやってるね」という安全、安心を保障するようなメッセージを送ることが大切だというのが基本的な姿勢とされている。

(3) 学齢期児童への対応

また、学童期の部分に関しては、浦河町子どもセンター・青少年対策室（教育委員会）が対応する。学校等からこの子どもセンターに相談が入り、そこから虐待ケースなどは、「複数の機関・団体が連携して支援を行う必要があると認められる児童生徒に対して、必要とされる関係機関・団体の実務担当者による『チーム』をつくり、各関係機関・団体の業務・活動内容に基づき、相互に連携・協力し、効果的な支援活動に当たることを目的とする」児童生徒緊急支援サポートチームに紹介される（『浦河町の児童生徒緊急支援サポートチーム』運営要綱）より。このチームにも、浦河町子育て支援センターや浦河保健所、室蘭児童相談所などが構成機関となっているが、事務局は青少年育成対策室、すなわち教育委員会内に設置されている。また、このチームが編成されることが想定される問題行動には、子ども虐待のほか、いじめ、校内暴力行為、不登校・ひきこもり、授業妨害等、家庭内暴力となっており、浦河警察署生活安全課や札幌法務局浦河支局（人権擁護委員・保護司・更生保護婦人会）な

どが構成機関となっているところが注目される。

今回は、子育て支援センターでのヒアリングであり、詳細はわからないが、学齢期児童生徒の場合は、虐待問題でも何でも、行動上の問題が出やすいので、ここで蓄積されるノウハウは、今後の子ども家庭相談に役立つものとなることが期待されよう。

(4) 障害判定における工夫

これまで述べてきたように、相談一般に関しては、既存の専門職が中心となって対応が行われている。2004年児童福祉法改正で課題になるのが、判定にかかる業務である。判定は、児童相談所に求めることができる業務であるとされているが、児童相談所の業務軽減のためには、今後、市町村レベルで障害相談に関して判定をしながら展開をしていくことが期待されると考えられる。

浦河町においては、判定が必要な場合、道が全域に設置を進めている母子通園センターにおいて判定のできる職員に委託している。ただし、非常勤での心理職に希望をする者は限られており、北海道全域で見れば、判定のできる職員を道全域において確保することは難しいようである。そのため、北海道中央児童相談所におけるヒアリングでは、こうした北海道の実情を踏まえて、国平均よりは多くの心理職を児童相談所に配置しているということであった。

D. そのほか

(1) ボランティアの養成と活用

子育て支援センターと関連機関だけの対応では、メッシュ細やかなサービスは達成されないだろう。また、保育所などの施設サービスは、少子化傾向に加え、財政難もあり、楽観的に増大することを期待することはできない。今あるものを活用するという発想が、どこの市町村でも求められている。

そうした観点から、浦河町の取り組みを見てみると、社会福祉協議会が「保育サービス講習会」を実施し、全11回の講座を開き(週2回程度、1回夕刻に2-3時間)、講座修了者をボランティアとして活用していることが目につく。平成14年11月からは、講座修了者と、もともと託児ボランティアをしていた人たち17名で、「子育てサポート・キッズルーム」が立ち上げられ、0-6歳児8人まで預かる体制を組んでいるし、個人託児グループ「マザーシップ」も保育サービス講習会修了者5名により活動を始めている。こうした有償ボランティアを組織化していく手助けも、孤立する核家族を見守る、豊かな子育て環境を形成していく上ではきわめて重要であろう。

(2) 今後の子ども家庭福祉実施体制の方向性

北海道中央児童相談所のヒアリングにおいては、市の相談体制強化は、家庭児童相談室の実績もあり、必然の流れであるとのことであった。ただし、町村部については、見通しが立たないところが大きいという。浦河町については、浦河赤十字病院や浦河べてるの家という、精神障害に関する援助を展開する上で良質な資源があるが、多くの町村では精神障害等の問題が絡む、いわゆるハイリスク家族への対応方法を蓄積していない。「これからはコーディネートをする職員が市町村に必要なのではないか」とのコメントが児童相談所からは得られたが、新たな専門職配置は望めず、実態的に鍵になると思われる保健師についても道全域で見れば、育成・障害相談が受けられることができて(北海道では、早期療育システムを以前から展開してきた)、虐待相談は荷が重いと受け止められている。当然のことながら、児童相談所のバックアップにも地理的な限界があり、これから要保護児童対策地域協議会に児童福祉司が関与して、個別に協議の上、市町村の判断基準に補正をかけていくしかないというのが児童相談所側からの現実的な見方ようである。

こうして道全域の状況も勘案してみると、少しでも市町村の対応能力を上げていくために、浦河町の子ども家庭福祉実施体制から、道内町村部ないしそれに近い状況に直面している自治体が以下のようなことを参考にする意義があるといえよう；①実務レベルでのネットワークの展開(北海道子どもの虐待防止協会などの民間団体とのつながりも含む)、②地域子育て支援センター事業に基づく専任相談員の配置、③母子保健との連携による早期介入、④広域的な資源の活用、⑤有償ボランティアの組織化。

もちろん、これで充分などということはありませんが、児童相談所からの即応的バックアップが期待できない中で、市町村が機能していくためには、こうした方向性を推進する渦を徐々に広げていくことが必要だろう。すでに数年前に子育て支援に関する行動計画は出されており、今後も本報告で述べたような身近で利用しやすい相談体制の堅持が考えられている。

(澁谷昌史、才村純)

2-13. そのほか

家庭児童相談室を中心として子ども家庭相談を展開している東大阪市が一モデルになると考え、当該家庭児童相談室勤務経験者を対象に、家庭児童相談室の機能に焦点を当ててヒアリングを実施した。

東大阪市においては、人口50万と規模が大きいこと、市内に福祉事務所を3カ所設置しており、各福祉事務所に家庭児童相談室を併設している。この家庭児童相談室には、常勤相談員が4名配置されている。この相談員は、とくに社会福祉士や臨床心理士等の国家資格ないしそれに準ずる資格を有している者ではない。行政職から適任者をピックアップし、相談員に任用している。本人が希望しなければ異動することはないのが実態である。東大阪市が、ここまで全国的に有名な家庭児童相談室を有するようになったのは、適任者の見極めがうまく機能していること、そして実質的な専門職人事配置、すなわち常勤職員の継続的配置により、子ども家庭福祉領域での実践経験を蓄積させるシステムをとっていることが大きいといえよう。

東大阪市においては、子育て支援を担う家庭児童相談室に加え、療育相談を専門的に担う機関と、教育相談を専門的に担う機関が設置されている。家庭児童相談室は、これら複数の専門機関を縦断的にカバーしている。このカバーする領域の広さが、東大阪市の家庭児童相談室にとっては、きわめて重要である。なぜなら、子ども虐待ケースのように、経済的要因をはじめとした福祉的要因が絡んでいる場合には、他機関で発見・支援している虐待ケースへのバックアップ等が必然的に求められるからである。このときに、福祉機関との有用なつながりを持っているかどうか、大きな分かれ道となると考えられる。また、0-18歳という連続性を持ってカバーしているのも大きな特徴といえる。

こうした家庭児童相談室の活動領域から、必然的にコーディネートしていくという仕事が、相談員にもとめられることになる。とくに虐待ケースではまるものだという。

相談員は、親をはじめ、保育所保育士や保健師など、さまざまなところから相談を受ける。すなわち、かなり広い窓口を持って、虐待かどうかわからない相談を受け入れることとなる。相談員は、こうして入る多様な相談を受け、相談員がネットワーク対応へとつないでいく。

こうして時間をかけていくと、関連機関が力をつけてくる。たとえば、保育所は、従来は子どもへの対応が中心であったが、近年では子どもだけでなく家族とのかかわりもできるようになってきているという。

また、市町村で子ども家庭相談を展開していくためには、ツール(=サービス)が要ると考えられている。具体的には親子グループや訪問事業などである。一般に見守りが仕事だと言われる方がなされることがよくあるが、これはあまり具体性がないという。まずは親が困っているところから始めるしかないという考え方が東大阪市には強くある。

課題としては、ネグレクト対応があげられた。これは判断が難しく、誰が対応するかということで迷いが生じやすい。

虐待以外では、障害相談も今後は、市町村で対応することが多くなると思われるが、そのためには、発達相談のための人材(心理)は要るだろうとのことであった。

(澁谷昌史、才村純、有村大士)

3. 市町村概括表及び調査票(次頁以降に掲載)

市町村名		熊本県熊本市
概要		子育て支援総合支援モデル事業実施自治体。福祉と保健を分離せず、併せて考えている。
属性等		約66万人。
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	前身に、子どもの健康づくり推進協議会というものがああり、その中で平成10年より虐待対策の協議と、事例の検討会を行ってきた。平成12年10月にネットワークを構築し、市としての正式な虐待対策をスタートした。事務局は福祉関係の課ではなく、健康増進課母子保健係が事務局。
	子育て支援ネットワークとの関係	虐待防止ネットワークも子育て支援ネットワークも、同じ健康増進課が管轄している。
	運用上の工夫	研修と会議を半々ずつ実施するような形。ケースカンファレンスは、必要に応じて行うことができるよう、誰が呼びかけても良く、開催にあたっては、事務局に連絡するシステムをとる。
	取扱件数	相談件数252件、検討件数133件(平成15年度)
相談実施体制	窓口設置状況	保健福祉センター(5カ所)
	相談員配置状況	本庁職員:常勤2名 保健福祉センター:53名。(80の校区に対して、地区担当を決める形で展開)
	相談件数	252件(子ども虐待に関するもののみ)。
	行動計画での体制強化	平成18年度より。校区ごとのネットワークが80小学校区全てで完成する。
	施設の活用	ショートステイ、トワイライトステイなど
課題		都道府県との関係以外の課題では、学校との関係が挙げられた。学校が児童相談所にケースを関わってもらいたくないという面があり、学校への問題に児童相談所の関わるレベルが難しい。養護教諭に実務者会議に出てもらっているが、直接子どもを担当していないなど、連携が難しい。
都道府県との関係 (見比べが結果を含む)		虐待は児童相談所との意識がまだ市民に強く残っており、虐待相談が児童相談所になされることも多い。児童相談所とは書面でケースの情報をもらう。児童相談所から見ると、担当者が分かりにくいとの指摘もある。熊本市側からは、児童相談所が保護すべきケースが見えていないような点が指摘され、児童相談所側からは立ち入り調査など、ケースを児童相談所に丸投げしているように見えるとの指摘もある。

市町村名		東京都杉並区
概要		<p>各校区域にある児童館を拠点に、地域子育て支援を展開してきた区である。児童青少年センターである「ゆう杉並」が、「杉並区子ども家庭支援センター」の事業を行っており、子育て支援ネットワークの事務局を設置する等、区内の地域子育て支援活動の中核的役割を担っている。</p> <p>杉並児童相談所や、区内にある入所型児童福祉施設とも良好な連携関係を築いており、ショート入所、緊急一時保護など柔軟な対応も可能である。</p>
属性等		人口 513,784 人 (平成 17 年 1 月 1 日現在)
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	<p>「虐待防止ネットワーク」として、「杉並区児童虐待対策推進会議」が組織化。当初、この組織は「児童福祉」と「虐待防止」の 2 部会に分かれていたが、虐待に関する相談件数が年々増加傾向にあることを受け、平成 16 年度より 1 本化された。「地域子育てネットワーク」は、各地域ごとに設置され、児童館が事務局。平成 11 年 4 月からスタートしている。このネットワークには「行政連絡会」と「地域連絡会」の 2 種類があり、「行政連絡会」は、児童館、小学校、保育園等で構成され、「地域連絡会」は、「行政連絡会」に地域団体や個人を加えた会である。</p>
	子育て支援ネットワークとの関係	<p>児童館が事務局となり、区内 40 地域に設置されている「地域子育てネットワーク」の活動を「杉並区子ども家庭支援センター」が支援している。具体的には、①関係機関の連絡調整、②母親クラブ (18 団体) への補助金交付、③子育てポスターの研修・養成、④その他各種行事の企画運営の支援、である。</p>
	運用上の工夫	<p>虐待ケースにおいて、家庭訪問などが必要なケースは児童相談所、電話や来所相談で対応可能なケースは、子ども家庭支援センターという緩やかな役割分担ができています。</p> <p>子育て支援においては、乳幼児の発達相談などは公立保育所、母親グループの支援などは児童館と保健センターと業務が分担されている。</p>
	取扱件数	「杉並区児童虐待対策推進会議」において、約 8 ケース (平成 15 年度)
相談実施体制	窓口設置状況	<p>区政相談課、区保健福祉相談係、福祉事務所 (3 ヶ所) こども発達センター、児童青少年センター (ゆう杉並) ※この他、済美教育研究所、区立保育園、男女平等推進センターにおいて、子ども、子育てに関する相談に応じている</p>

相談員配置状況	「ゆう杉並」(杉並区子ども家庭支援センター) 相談員：常勤3名、非常勤1名、合計4名
相談件数	「ゆう杉並」(杉並区子ども家庭支援センター)(平成15年度) <総合相談>2,824件(延べ件数) <専門相談>146件
行動計画での体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待ケースに、より適切に対応するため、センター職員(相談員)を週に2日ずつ、児童相談所に研修に出している。 ○ 児童相談所と区(センター)の役割分担について、都レベルでガイドラインを作成中。 ○ 平成16年11月に児童虐待対応マニュアルを作成、関係機関に配布。 ○ 虐待防止ネットワークの小区域化を検討中。 ○ 相談窓口の受付時間を延長。 ○ 平成17年度より「従来型」センターから「先駆型」に移行するため、「見守りサポート事業」を業務に追加する(児童相談所や施設と「協議書」をケースごとに取り交わし、そのつど、役割分担を明確化する)。 ○ 子ども支援センター間の連絡会の組織化を検討中。 ○ 平成17年度より相談員を増員し、家庭訪問など地域に出向くサービスが可能になる
施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児院に、ショートステイを委託(平成15年度実績、66人) ○ 児童館を各地域子育てネットワークの事務局にし、随時連絡調整を実施 ○ 児童養護施設に配置されているファミリーソーシャルワーカーに、区が相談援助を委託する(区が、ケースごとに料金を施設に支払う)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待防止ネットワークの小区域化 ○ 子ども支援センター間の連絡会の組織化 ○ 実務者レベルでの会議の組織化
都道府県との関係 (見知りアリアンク結果を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゆう杉並」のスタッフを児童相談所に交代で週2日ずつ研修に出し、虐待対応のノウハウ習得を図っている。 ○ 「ゆう杉並」はスタッフが4名で、地域に出向くことが困難なので、家庭訪問などが必要なケースは児童相談所、電話・来所相談で対応可能なケースは、ゆう杉並が担当している ○ 「ゆう杉並」の電話相談部門に、虐待が疑わしいケースに関する情報が集まりやすいので、児童相談所と頻りに連絡をとり、情報共有に努めている。 ○ 「ゆう杉並」は、地域に出向けない分、「電話相談部門」の強みを活かし、児童相談所、保育所、学校など関係機関間のコーディネート機能を果たしている。

市町村名		神奈川県藤沢市
概要		児童虐待担当職員を配置し、ネットワークの中核となっている。市で初期アセスメントを行い、リスク度（5段階）によって対応方法を整理している。
属性等		約40万人、都市型の市
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	平成13年度夏から設置。三層構造をとり、その中核に本庁児童福祉課を据えている。とくにケース対応では児童虐待相談員が中核となって、ネットワークを稼働させている。ネットワークは4年目に入って、早期発見から、予防的対応へと活動を充実させようかというところに入っている。その背景には、ケースの増加ということがある。
	子育て支援ネットワークとの関係	本庁児童福祉課が事務局となっている
	運用上の工夫	初期アセスメントにより、リスク度を5段階にわけ、リスク1と2は児童相談所中心、リスク4と5は市町村中心というように整理を行い、市町村で積極的に取り組んでいる。これにより、児童相談所の一極集中も軽減されることが期待される。
	取扱件数	具体的なケース対応のためのネットワークは、9チーム立ち上げられた（平成15年度）。
相談実施体制	窓口設置状況	本庁児童福祉課が総合窓口 そのほか、非行や障害などは、すでに専門相談機関が対応しており、住民もその違いについておおむね理解している
	相談員配置状況	本庁児童福祉課には、事務吏員1名（常勤）、子育て相談専任の保育士1名（常勤）、児童虐待相談員2名（非常勤、資格ではなく相談実績を調査し採用）
	相談件数	虐待相談だけで、年間174件、継続件数は600を超える（児童数ベース）
	行動計画での体制強化	従来施策の強化（具体的には平成17年度から施策化）
	施設の活用	児童相談所のケースなので、児相を通したやり取りになっている 直接のやり取りはいくらもある
課題		援助拒否群への対応、生活・育児能力の低い家庭への支援方法開発、ネグレクト的環境への支援方法開発、予防の強化
都道府県との関係 (児相比アング結果を含む)		児童相談所は多忙である。児童相談所で研修をして、現認が簡単にできない家族へのアプローチなども学んでいる。基本的に、市町村での対応の幅を広げ、ほんとうにリスクの高いものを児童相談所に通告するという整理をしている段階である。また、今後とも、児童相談所のスーパービジョンや困ったときの即応体制は期待している。

市町村名		東京都三鷹市
概要		市直営の子ども家庭支援センターが子ども家庭支援ネットワーク兼児童虐待防止ネットワークの事務局として中核的役割を担っている。
属性等		人口約16万9千人。
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	ネットワークを構成する機関は、1. 三鷹市の行政機関としてa. 健康福祉部(子ども家庭支援センター、子育て支援室、市立保育所、市立母子生活支援施設、生活福祉課、健康推進課、北野ハピネスセンター)、b. 教育委員会(指導室、教育相談室、社会教育会館、市立小・中学校・幼稚園、生涯学習課、児童館など)、c. 企画経営室(平和・女性・国際化・推進係)が参加、市行政機関以外からは、杉並児童相談所、東京都多摩府中保健所、警視庁三鷹警察署、東京都母子自立支援員、三鷹市医師会、三鷹市保健師会、私立保育所および保育室、私立幼稚園、民生児童委員・主任児童委員、児童養護施設、三鷹市社会福祉協議会。
	子育て支援ネットワークとの関係	子ども家庭支援ネットワークが児童虐待防止ネットワークを兼ねている。
	運用上の工夫	市が受け付けた子どもに関する相談を子ども家庭支援センターに集約して、同センターがケースマネジメントを行うことにより、市が有するサービスを総合的に提供できる。
	取扱件数	ネットワークのケース検討会での検討件数は25ケース、延べ48回。
相談実施体制	窓口設置状況	子ども家庭支援センター、子育てひろば、総合保健センター、生活福祉課(福祉事務所)、教育センター教育相談室と就学相談、北野ハピネスセンター、市立保育所などで、子どもや子育てに関する相談に応じている。個別相談の他、保健センターや子ども家庭支援センターなどでサポートグループも実施。「みたか子育てねっと」では、インターネットによる子育てに関する相談や子ども自身からの相談を受け付けている。
	相談員配置状況	子ども家庭支援センターの正規職員4名、嘱託職員2名(うち相談員は3名)。他に専門相談担当のスーパーバイザーが7名。
	相談件数	2003(平成15)年度、子ども家庭支援センターを窓口とした相談件数は虐待関連49件を含む2,290件(単発相談1,031件、継続1,259件)。スーパーバイザーによる専門相談は57ケース、121回。
	行動計画での体制強化	子ども家庭支援ネットワークの強化(虐待の予防・再発防止への取り組み)、子ども家庭支援センターの機能強化(先駆型子ども家庭支援センターに移行し、児童相談所と連携した見守りサポート事業と虐待防止支援訪問事業)、子育て支援総合コーディネート機能の強化、子育て相談事業の拡充、子育て支援情報の提供、保育園機能の地域での活用(地域開放事業)、オヤ支援プログラムの展開(子育てワークショップ事業)、子育てグループの育成。母子保健の一環としては虐待防止と親と子の心のケア、産後早期の母子育児支援、思春期保健の充実など。その他、保育の充実、ひとり親家庭への総合的支援、子どもからの相談体制の充実、など。
	施設の活用	市内にある民間児童養護施設にショートステイを委託。
課題		センター職員の配置数の増加。養育家庭の開拓。個々の小中学校との連携。保護者や子どもへの精神医学・臨床心理的援助。
都道府県との関係 (見知りアリガ 結果も含む)		杉並児童相談所から三鷹市担当児童福祉司が子ども家庭支援センターおよび市役所本庁に頻繁に来訪し、日常的な情報交換やサポートをしている。虐待やネグレクト事案に関する協力と役割分担も効果的に行われている。

市町村名		埼玉県新座市
概要		子育て支援総合推進モデル事業実施自治体。入所型児童福祉施設がないため、ショートステイ、トワイライトステイで、里親家庭を活用。今後は、ファミリーサポートセンター登録家庭にも、そうした一時的養護ニーズに対応する資源として計画。
属性等		人口約 15 万
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	本庁・子育て支援課が事務局で、座長も兼務。家庭児童相談室は、実際にケースを担当する側に位置づけている。平成 12 年度から設置しており、児童相談所の助言を受け、子どもの安全確認を念頭において、初期対応する形になっている。
	子育て支援ネットワークとの関係	子育て支援ネットワーク事業として、子育てサポーター養成講座、子育てサロン、お母さんのはあとタイム、子育て通信の発行等を行っている。「新座市虐待防止ネットワーク」とは別立てである。
	運用上の工夫	児童相談所と連携し、気になるケース（安全確認ができない場合や乳幼児などのリスクが高いもの）については相談をするようにしている。泣き声通告には民生委員と連携して対応。
	取扱件数	年 10 件程度（20 件はいかない）
相談実施体制	窓口設置状況	本庁・子育て支援課 家庭児童相談室 そのほか、自治管理課でよろず相談、保健センターや教育相談センターではそれぞれの領域での相談を担っている。
	相談員配置状況	本庁職員：常勤・兼任 2 名 家庭児童相談室：週 18 時間勤務の家庭相談員 4 名、任用資格は国制度に準じる
	相談件数	本庁：年 200 件 家庭児童相談室：年 3,700 件
	行動計画での体制強化	「相談機能の充実」が事業項目として立てられ、家庭児童相談室の強化も謳われている。そのほか、子育て支援事業との絡みで、地域子育て支援センター事業を現在の 1 カ所から 8 カ所へ増やすことを明記。また、虐待防止ネットワークの強化、大学との連携により、ボランティアや専門的助言を得ることなども計画に盛り込まれている。
	施設の活用	施設がない。代わりに里親やファミリーサポートセンターを一時的養護ニーズに対応する資源として活用することを明記。
課題		夜間休日の虐待対応は、市町村のみでは対応が当面は無理。 ネットワークの事務局員が兼任だと業務量としては大変。
都道府県との関係 (児相比アング結果も含む)		児童相談所との連携で活動してきており、2004 年の児童福祉法改正以降も、基本的な役割分担に変更はないと考えている。すなわち、子どもの安全確認は市町村で行うこととし、安全確認ができない場合や子どもの安全が危険な状態にあるときには、児童相談所の対応を仰ぐこととしている。また、非行も重篤なものは児童相談所へ。また、障害相談については、療育相談をやっているため、相談ベースでは対応できる。ただし、判定機関としては考えていない。

市町村名		大阪府泉大津市
概要		ネットワークを先駆的に立ち上げ、機能させてきた市である。行政機関が事務局を担い、保健センターの専門職が座長となり、ネットワークを稼働させている。また児童相談所と即時打ち合わせをし、必要に応じて即時対応を依頼できるように、近距離にある児童相談所との緊密な関係も重要な特徴と考えられる。
属性等		人口約8万
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	児童福祉課を事務局、実務者会議の座長（保健センター心理職）、児童相談所の三者が協働してネットワークを稼働させている。ネットワークは、実務者会議と臨時実務者会議、代表者会議から成る三層構造をとっている。設立当時は、通告件数が急増したが、数年の活動を経て、対応のノウハウが定着したようで、件数そのものは落ち着いてきている。
	子育て支援ネットワークとの関係	事務局は児童福祉課
	運用上の工夫	ケースごとに主担機関を決める。ただし、全責任を負わせるのではなく、見守りの責任として位置づけ、何かあれば事務局に臨時実務者会議開催を呼びかけてもらうようにしている。
	取扱件数	新規家族数：16／継続家族数 40（H15年度） 4年目から新規家族数が20以下に収まるようになってきた。
相談実施体制	窓口設置状況	家庭児童相談室（子育て支援中心）
	相談員配置状況	本庁職員：常勤・兼任2名 家庭児童相談室：週28時間45分勤務の嘱託非常勤家庭相談員1名
	相談件数	家庭児童相談室：約400件
	行動計画での体制強化	今後も継続して現体制を強化
	施設の活用	ショートステイ、トワイライトステイで活用
課題	慢性的ネグレクトには、もっとメッシュ細やかなネットワークが必要（現状では公的機関が中心だが、近隣の一般市民の見守りも必要）。 夜間休日対応は行っていない。 ネットワークの事務局が兼任であり、研修などの企画があがってきても、これ以上対応できない。	
都道府県との関係 (児相比隣結果を含む)	地理的なメリットがあり、児童相談所との連絡・協議はスムーズに行えている。ケースによっては、児童相談所の即応も期待できる。ただし、(実際にはあまり問題にならないが)市町村への通告があつてから、最初の臨時実務者会議が開催されるまでに事故が発生した場合など、第一義的責任の所在をはっきりさせながら対応していくことが今後求められると思う。	

市町村名		北九州市八幡東区
概要		<p>政令指定都市の区は県と市町村業務を担当する。代表者会議に相当するものは区としてはないが、個別事例検討会の開催は多い。さらに家庭児童相談員や母子相談員、婦人相談員、教育相談員などを「福祉相談員」と位置付けて業務を統合し、そこに保健師の主査を配置して「子ども家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関する相談窓口とした。</p> <p>その結果、相談員の個人プレーから行政としての組織的な対応が可能になった。北九州方式である市レベルの子ども総合センター（児童相談所）と区レベルの子ども家庭相談コーナー、地域レベルの小中学校、市民センター等の三層構造での取り組みを行っている。</p>
属性等		<p>昭和38年に5つの市が対等合併して政令指定都市が誕生した。旧市は区として残り、地域性は継続している。明治34年に官営八幡製鉄所が発祥した鉄の町であり、長年企業城下町として発展したが、現在は高齢化率28%である。近年は工場跡地にテーマパークを開業するなど変身を図りつつある。これらの影響で大企業の従業員の退職者が多く住民の移動は少ない。また町内会など地域活動もしっかりしている。人口は約7万7千人（平成15年9月現在）であることも、行政と地域の連携を容易にしている。</p>
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	<p>政令指定都市なので、県と市町村の両方の役割を担う。そのため区としては代表者会議を作ってこなかったが、平成17年度には要保護児童対策地域協議会に該当する組織を立ち上げる予定である。</p> <p>なお個別事例検討会は頻繁に開催している。</p>
	子育て支援ネットワークとの関係	<p>子育て支援のネットワークはすでに存在している。</p>
	運用上の工夫	<p>困難事例については児童相談所だけでなく、地域の関係機関と共同で事例検討会を行うようにしている。その際に留意している事柄として以下のような点を挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会議の終了時に、各機関の役割や動き方を具体的に示して、可能かどうか打診する。 ② 保護者に強く言うなどの憎まれ役は児童相談所や子ども家庭コーナーの主査が担当し、関係機関や相談員はサポート役になるなど、役割分担を明確にしておく。 ③ 関係機関の職員がギブアップする前にみんなで支えあえるように、役割分担した後も頻繁に連絡を取って援助者の状況確認を行う。 ④ 家族や子どもに関する情報を関係機関みんなで共有し、援助の方向性の決定もみんなで行う。 ⑤ 事態が切迫している、期限が限られている場合なの、必要な時には関係機関が2週間に1回の割合で集まって、その間の情報交換を行ったが、援助者同士で一体感が生まれ、欠席する人はほとんどいなかった。 ⑥ 事例が終了した後にはできるだけ研究会などで発表するが、その際には各機関に発言の機会を確保し、事務局は黒子に徹する。 ⑦ 児童相談所の処遇会議で、区での事例検討会の結果が通らないこともあるため、児童相談所の児童福祉司と十分に協議し、会議で指摘されそうな部分を先に検討して対応策を考えるなど、児童福祉司を地域がバックアップする気持ちで動いているし、関係機関にも「児童相談所を責めるだけでは解決しない」ことを説明している。 ⑧ 最近はときどき朝のミーティングに教育委員会の指導主事が参加するようになり、学校との情報の共有や連携が一段とスムーズになった。

	取扱件数	データなし
相談実施体制	窓口設置状況	<p>従来は区の福祉事務所福祉係で家庭児童相談員2人、母子相談員1人が嘱託として相談業務を担っていた。嘱託職員として長期に在籍し、机の配置も福祉係と少し離れているため、行政職の福祉係長や課長への報告は事後になったり、相談員同士の人間関係で相談対応していたり、相談内容や情報が組織として共有されていない、相談員の個人対応に終わっていた。</p> <p>区役所には福祉事務所という名称はなくなったが、福祉事務所の機能を持つ部署として保健福祉課がある。</p> <p>そのため平成14年5月より、教育相談員も同じ部署となり、保健師の主査(係長級)が兼任で配置される体制で「子ども家庭相談コーナー」を全市的に整備した。</p> <p>当初は手探りであったが、毎朝ミーティングを実施して前日に受けた相談を報告し、スタッフで情報を共有すると同時に、コーナーとしての関わり方針を決定している。平成16年度には時々教育委員会の指導主事も朝のミーティングに参加するようになり、教育との連携が深まりつつある。</p> <p>その結果、個人対応から組織対応へと転換され、また保健・福祉・教育が一体となった相談体制が整備され、行政として適切な援助が行われるようになった。</p>
	相談員配置状況	主査(兼務)1名、相談員4名(嘱託:家庭児童相談員分2名、母子相談員分1名、教育相談員分1名)
	相談件数	4,952件(平成15年度)
	行動計画での体制強化	平成17年度に区レベルで要保護児童対策地域協議会を設立の予定である。それに先駆けて連携先の関係機関の関係者で月1回の用保護児童実務担当者会議を開催予定である。
	施設の活用	設置場所は福祉係内にあり、児童扶養手当や保育所入所などの手続きを行う場所に隣接し、国保年金係に位置しているため、相談者は多く関係情報も入りやすい。主査が保健福祉相談係(障害者と高齢者担当、特に精神障害者の担当も兼務)と兼務しているため、位置は離れているが協力体制はとりやすい。
	課題	<p>① 相談員がすべて週30時間の嘱託であるため、主査以外の正規職員がいない。</p> <p>② 相談員だが、母子福祉手当の貸付業務や就学手続きなどの窓口業務を担当している。</p> <p>③ 主査が兼任であるため、すべての相談内容を把握することや適切な時期に対応することが難しいことがある。</p> <p>④ 平成18年度から5時間嘱託になり、勤務体制が変則になるため、十分な相談時間が確保できなくなる恐れがある。</p>
	都道府県との関係 (見知りツラガ 結果を含む)	<p>児童相談所とは距離的にも近く、随時連携している。また月2回の定例実務者会議を、子ども家庭相談コーナー主査と相談員全員、児童相談所の児童福祉司2名と相談係長という最低限で組織し、必要に応じて関係機関も参加して行ってきた。</p> <p>平成17年度からは、要保護児童対策地域協議会の実務担当者会議として位置づけ、参加機関を定例的に増やす予定である。</p> <p>主査は「地域や区でできることは自分達がかんがるから、どうすれば良いか教えてほしい。しかし区として限界になれば、児童相談所が動いてほしい」と方針を出して、区内の民生・児童委員や主任児童委員、保育所、病院、警察など、地域の関係機関との事例を通しての連携はよく行っている。個別事例検討会や児童福祉司との同行訪問なども多い。</p>

市町村名		静岡県御前崎市
概要		母子保健をベースとして設立されたネットワークを県児童相談所がバックアップするという形で発展、機能させてきた旧浜岡町の活動を、市町村合併後も引き継ぎ、現在、市社会福祉課が事務局となり稼働させている。ネットワークは、ケースの発見だけでなく、予防から援助、アフターケアに至るまで、児童相談所との役割分担のもとで、支援プロセス全体に関わっている。
属性等		市町村人口約37,000人(外国人約1,700人) 児童人口約6,700人
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	平成12年3月に旧浜岡町社会福祉課の保健師が中心となり、母子保健をベースとしたネットワークを設立し、児童相談所のバックアップのもと、虐待に限定せず、育児不安や障害児に関する問題を取り扱い、実質的には子育て支援ネットワークとして機能してきた。平成16年4月の市町村合併により、御前崎市社会福祉課が事務局となり、同健康長寿課を副担当として運営。子育て支援ネットワークの一部門を担っている。代表者会議(子育て支援・DV防止連絡協議会)、実務者会議(子育て支援情報連絡会〔虐待・育児不安〕)、ケース検討会の三層構造。
	子育て支援ネットワークとの関係	子育て支援ネットワークのなかの、虐待・育児不安に関する内容を取り扱う分会として位置づけられている。
	運用上の工夫	児童相談所へ全面的にケースを移管することではなく、発見時から見守り、支援、アフターケアに至るすべての局面で、児童相談所との役割分担をしている。役割分担については、ケースごとにネットワーク会議において協議し、決定している。継続ケースは、全ケースについて年度当初に主担当を決め、経過報告を行うようにしている。
	取扱件数	平成16年度5月現在、17ケースを虐待として登録。うち平成16年新規受付4件。
相談実施体制	窓口設置状況	市役所：社会福祉課(家庭児童相談室) 児童に関する相談全般に対応。他部局からの情報も集約される 市役所：健康長寿課 母子保健に関する相談に対応 子育て支援センター(民間保育所) 軽易な子育て相談のみ ※非行、不登校相談は、主に教育委員会にて対応 ※支所に健康福祉室が設置されているが、受付業務のみ
	相談員配置状況	社会福祉課：保健師(常勤・兼任)1名 家庭相談員(非常勤・専任・社会福祉主事任用資格)1名 コーディネーター(行政職、常勤・兼任)1名 健康長寿課：保健師6名(常勤・専任1名、常勤・兼任3名、非常勤・兼任2名) 子育て支援センター：保育士2名(常勤・専任1名、常勤・兼任1名)

<p>相談件数</p>	<p>子ども家庭相談窓口として位置づけられて間もないため、相談件数は未把握。 なお、子育て支援情報連絡会で取り上げた事例数は、平成16年5月現在で100件（内訳：虐待17人、養護14人、支援37人、障害32人）である。</p>
<p>行動計画での体制強化</p>	<p>社会福祉課にて行動計画作成中であり詳細は未確定。 今後、市行政組織の機構改革が予定されており、その場合、相談機能の充実を目的とした、①機能統合（窓口の一本化）、②人員増（相談スタッフ増）、③専門性の確保（社会福祉主事資格者）が必要だと考えている。</p>
<p>施設の活用</p>	<p>管内に入所施設なし。要保護児童は、県西部児童相談所へ送致。</p>
<p>課題</p>	<p>市町村合併により、管轄エリアおよび管内人口が拡大、増加したため、旧浜岡町時のネットワーク運営方法では、稼働しきれなくなっている。ネットワーク構成機関の拡大と運営の仕方の見直しを検討中。 取り扱いケースが重度化してきており、育児不安レベルの相談に対する決め細やかな対応が困難になりつつある。</p>
<p>都道府県との関係 (見比べリング結果を含む)</p>	<p>児童相談所への全面的な移管は行わず、局面ごとに役割分担をしながら一貫してケースに関わっており、児童相談所との協働体制が確立されている。ただし管轄児童相談所が支所（相談員1名、児童福祉司3名）であるため、判定機能を持ち合わせていないことから、治療的援助が必要なケースに関しては、地理的にデメリットがある。</p>

市町村名		熊本県大津町
概要		子育て支援総合支援モデル事業実施自治体。伝統的な農村社会の側面と、熊本市の郊外としての側面を併せ持つ。「日本で一番子育てに夢が持てる町」を目標に、行動計画を策定し、子ども虐待の早期発見、親のキャリアアップ、企業の子育て協力の促進、子育て体験、子育て孤立化防止の5つの柱を中心として、様々なプログラムを実施。
属性等		人口約3万
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	平成13年に、熊本県子育て応援団推進モデル事業を受け、専門家や民生委員を集め、虐待の早期発見に向けたアセスメント票を作成した。また、研修会等を数多く企画し、虐待に対する理解と認知度を上げた。平成14年度に、ネットワークを作り、子どもに関する全ての機関が参加。代表者会議、実務者会議の他に、ケース会議が定例、随時開かれている。
	子育て支援ネットワークとの関係	熊本県子育て応援団推進モデル事業より、町の施策として、重層的な子育て支援ネットワークを作ってきたことが、虐待防止ネットワークの形成に成果があった。
	運用上の工夫	子育てに関わる全ての機関が参加。(個別ケース会議では関係機関のみ) ネットワークの度に、研修会や援助技術の講習会を開き、ネットワーク参加者の力量を上げる機会に。
	取扱件数	虐待相談件数14、継続ケース件数10、終結件数4
相談実施体制	窓口設置状況	福祉課 子育て支援係 子育てサポートセンター 地域子育て支援センター(町営1、保育所委託2、自主サークル4)
	相談員配置状況	子育て支援係：常勤2名(事務職1名、保健師1名)
	相談件数	乳児・幼児(育児・心理相談等)116件、小・中学生260件(平成14年度)など
	行動計画での体制強化	平成16年度より、町営の地域子育て支援センターを社協に委託。 公民館等で育児相談を行う支援センターを試行。
	施設の活用	ショートステイに熊本天使園(西合志町)、熊本乳児院(熊本市本荘)と協力的体制。
課題	地域でケースに対応するにあたってのケースマネジメントの習得。サービスのコーディネートを行う人材の育成。心理の専門職の配置。スーパーバイザーの必要性。	
都道府県との関係 (児相比アング結果も含む)	児童相談所でも、大津町が子育て支援、特に虐待対応に力を入れているというイメージが浸透しており、ケースを丸投げにしているとの印象がある。連絡・連携も機能している。ただ、大津町の方から見ると、児童相談所の担当が3年程度で代わることによる専門性の低さ。それから、市町村へのスーパーバイザーなどをきちんと行う、あるいは行えるようにしてほしいとの要望。	

市町村名		岩手県矢巾町
概要		子育て支援総合推進モデル事業実施自治体。虐待相談件数そのものは少ないが、早くからネットワーク対応を展開している。子育て支援におけるNPOの活用や、育児支援家庭訪問事業でボランティアを活用するなど、住民から子育て支援のための資源を創出する工夫を重ねている。相談窓口は、地域子育て支援センター事業により設置しており、電話相談などに保育士が対応している。
属性等		人口：約2.5万
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	平成5年頃からあったものを、平成11年に体系化。数年前から子ども虐待にも対応するネットワークとして機能している。二層構造となっており、一つが事業の進め方等に関する政策協議(年3回開催)、もう一つが個別ケースへの対応を協議するものとなっている(随時開催)。会議の構成員は30名。
	子育て支援ネットワークとの関係	子育て支援ネットワーク「矢巾町子育て安心ネットワーク」の一環として、虐待防止のためのネットワークを機能させている。
	運用上の工夫	町役場児童係が中心となり、ネットワークを稼働させている。
	取扱件数	虐待発生件数そのものが稀である。
相談実施体制	窓口設置状況	矢巾町役場住民課児童係(現在は調整機能を果たしやすいことから、ここが総合窓口) 地域子育て支援センター(将来的にはここを一義的窓口としたい) そのほか、保健センター、教育委員会等
	相談員配置状況	児童係：常勤2名 地域子育て支援センター：専任常勤1名、専任非常勤1名(いずれも保育士)
	相談件数	児童係：とくに集計していない 地域子育て支援センター：相談形式をとるものはおおむね100件(電話相談中心)
	行動計画での体制強化	地域子育て支援センターを強化する方向性。
	施設の活用	都道府県所管児童福祉施設なし。
課題		相談員の設置義務及びそれに伴う人件費が必要。 研修は都道府県レベルでお願いしたい。
都道府県との関係 (見直し/リンク結果を含む)		子ども虐待件数そのものが少なく、現在のところ、課題となるものはない。ただし、研修など、広域的に実施した方が効率的なものについては、引き続きお願いしたい。また、障害判定は、県の総合相談センターによる巡回相談などで対応しており、これも現在の体制を保持したい。

市町村名		静岡県菰山町
概要		民生児童委員を中心とした地域活動を、町社会福祉協議会と町健康福祉課が協働でコーディネートするという形態でネットワークを稼働、発展させてきている。全国的にも珍しい形態のネットワークを形成している。 平成17年4月に近隣2町（大仁町、伊豆長岡町）との合併より、伊豆の国市として市政がスタートする予定。事務局は、市家庭児童相談室へ移行予定。
属性等		市町村人口19,410人（平成12年現在）、年少人口2,866人
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	従来から組織されていた民生児童委員、主任児童委員、小中学校とのネットワーク（情報連絡会）を、平成14年度に全国社会福祉協議会からの助成を受けた町社会福祉協議会が中心となって、児童虐待防止市町村ネットワークへと発展させた。現在、町社会福祉協議会と町健康福祉課と協働で事務局を運営している。代表者部会、実務者部会、ケース会議の三層構造となっている。
	子育て支援ネットワークとの関係	設立時は「児童虐待防止連絡会」として虐待防止市町村ネットワークとして活動していたが、平成16年度より「児童虐待、DV防止及び子育て支援連絡会」として再編され、子育て支援ネットワークも兼ねるようになった。そのため虐待防止市町村ネットワークは、子育て支援事業の一環として位置づけられた。
	運用上の工夫	広報・啓発、相談援助、そしてこれらの活動を定着・発展させることを目的とした定例会という3つの活動を展開している。特に相談援助活動は、3歳児健診の場を活用し、積極的に相談を受け付けるとともにアンケートによるニーズの発掘を行い、子育て相談の中からハイリスクな家庭を発見し、具体的な支援につなげるよう努力している。また民生児童委員の家庭訪問によって、関係機関のネットワークだけでなく、子育て当事者とのネットワークを形成するよう活動している。
	取扱件数	虐待ケース43件（平成16年4月～平成17年2月）。
相談実施体制	窓口設置状況	町役場：健康福祉課 虐待、DVおよび乳幼児（主に母子保健領域）に関する相談に対応 町社会福祉協議会 子ども家庭相談全般に対応
	相談員配置状況	健康福祉課：行政職（常勤・兼任）1名 保健師（常勤・兼任）5名 社会福祉協議会：福祉相談員（常勤・兼任・社会福祉主事任用資格）1名
	相談件数	新規相談は年間5件程度。平成16年度は継続相談も含めて59件（2月現在）。
	行動計画での体制強化	市町村合併に伴う大幅な機構改革、人事異動が予定されているため、現在の相談実施体制の維持が当面の目標とされている。
	施設の活用	管内に入所施設は重症心身障害児施設のみ。要保護児童は所管児童相談所へ送致。
課題	市町村合併を翌年度に控えており、今後はネットワークの事務局が、町社会福祉協議会から市家庭児童相談室へ移行する予定。現在までの活動のノウハウをどこまで活かせるかが課題。 子どもに関わる領域を横断的にコーディネートする組織の設置。 他業務との兼任ではなく、子ども家庭相談に特化した相談窓口と専門職（社会福祉士など）の配置。	
都道府県との関係 (児相ヒアリング結果も含む)	児相への通告時に膨大な資料作成を要求されることがあり、即応体制が取れないこともしばしばある。できるだけ、事前に情報提供をするよう心がけている。 子どもを保護した後の保護者を中心とした関係者へのフォローを児童相談所に期待。	

市町村名		北海道浦河町
概要		児童相談所とは距離的に離れている場合のモデル。地域子育て支援センターの相談員が保健センターと連携して、町内で生まれる年間150人の子どもをすべて把握するようにしている。具体的なサービスについては、他市町村にある資源を活用。また、虐待防止では、浦河保健所が四町に渡るネットワークを形成し、頻繁に対応を協議している。
属性等		人口約1.6万、年間出生児数約150人
ネットワーク	システム (発展経緯も含む)	北海道浦河保健所が管内4町を対象としてネットワークを設置。保健所の事例検討会議で、虐待事例の困難性を認識した職員により学習会が開かれたのがきっかけである。まずは各町の保健師により事例の把握がなされ、13事例を特定。その過程で、「しつけと虐待の違いは？」など、迷いや諦めがあることがわかり、定例的な学習会を開催することとなる。そこに保健師以外の保育士や福祉事務所ワーカーなども参加。こうした認識の広がりを受け、「虐待活動をさらに広めていくためには、明文化することが必要」と、ネットワークを平成13年に立ち上げる。ネットワークは、事例検討会議である応援ミーティングと、運営会議の二層構造となっており、運営会議では気になる事例の情報交換、研修会の企画など、5つの事業を展開している。
	子育て支援ネットワークとの関係	子育て支援ネットワークはとくにないが、保健センター内に子ども家庭支援センターを設置し、つどいの広場などのサービスを提供。両センターが協働して、健診フォローアップのための家庭訪問などを行い、町内すべての子どもの状況について把握し、つどいの広場などにつなげる活動を展開している。こうした子育て支援がベースにあって、はじめて虐待防止も可能となっている。
	運用上の工夫	児童相談所が遠隔地にあるため、町内で取り組む姿勢が明確である。保健センターと子育て支援センターが連携して、健診のフォローアップをしたり、保育所等と情報交換しながら、気になる子どもをフォローしている（保育所・幼稚園在籍率が91%という特徴もある）。
	取扱件数	平成14年度：虐待件数10件、会議61回、家庭訪問31回 平成15年度：虐待件数12件、会議72回、家庭訪問67回 平成16年度：虐待件数11回、会議42回、家庭訪問29回（12月現在） （いずれも浦河町内におけるケース）
	窓口設置状況	浦河町子育て支援センター（保健福祉課）
相談実施体制	相談員配置状況	主任相談員1名（専任・保育士） 相談員4名（兼任・保育士2名、兼任保健師1名、兼任栄養士1名、兼任歯科衛生師1名）
	相談件数	平成14年度：159件／平成15年度：329件／平成16年度：218件（12月現在）
	行動計画での体制強化	子育て支援に関する行動計画が出されており、今後もその方向性を堅持
	施設の活用	ネットワークの一員として情報共有を行う 児童相談所を経由して措置や保護委託を行う
	課題	予防の強化（見守りのシステム作り） 青少年教育 関係機関すべての虐待に対する専門性の高度な標準化
都道府県との関係 (児相ヒアリング結果を含む)		児童相談所に必要なことはやってもらっている。ただし、北海道は必ずしも児童福祉司を専門職採用としておらず、2-3年で配置転換になったりして、実践の積み重ねができていない。一方、ネットワークだけで、ケースの見通しを持てるようになっている。

市町村調査・ヒアリング項目

※ 以下は、調査員の手持ち資料になりますが、ご参照いただき、相談受付状況等のデータをご用意いただければ幸甚でございます。

○ 基本属性

- ・ 市町村人口及び児童人口
- ・ 児童相談窓口設置機関

○ 調査事項

➤ 全体像の把握

- ・ 複数の相談機関がある場合、その体系・全体像
- ・ 受け付けている業務
- ・ とくに子ども虐待相談件数
- ・ 各機関における相談員人数と資格、常勤・非常勤／専任・兼任
- ・ 相談員人数配置及び資格要件の根拠

- ・ 主たる児童相談窓口設置機関での業務内容
例. 「どういった業務を行っているのか、お教えてください」
「次世代育成支援行動計画における貴機関の役割についてお教えてください」
「保健サービスとの関係についてお教えてください」 etc.

- ・ マニュアルの有無
例. 「児童虐待や非行問題に対応していくためのマニュアルなどを作成していますか」

➤ 課題及び今後のあり方

- ・ 市町村の役割を果たしていくための体制（組織、人数、専門性など）
例. 「市町村の役割を果たしていくためには、どのような体制が必要だと思われますか」

- ・ 都道府県との役割分担（どこまで市町村でできるか、都道府県に期待するものは何か）
例. 「どういった相談や業務については、市町村での対応が困難だと感じられますか」
「どういった相談について、児童相談所の後方支援を期待しますか」
「どこまで市町村でできるとお考えですか」
「都道府県にはどのようなことを期待していますか」